

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：令和7年12月25日（令和7年（行情）諮問第1525号）

答申日：令和8年10月21日（令和8年度（行情）答申第676号）

事件名：特定の答弁資料等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書1」という。）を特定し、その一部を不開示とし、別紙の3に掲げる文書（以下「本件対象文書2」という。）を保有していないとして不開示とした決定については、本件対象文書1を特定し、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたこと及び本件対象文書2を保有していないとして不開示としたことは、いずれも妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和7年9月29日付け20250731公開経第2号により経済産業大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、下記第3の2（1）アに掲げる部分を除いた全ての部分について、開示することを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求人から意見書及び資料が提出されたが、諮問庁に対して閲覧させることは適当ではない旨の意見が提出されているため、その内容は記載しない。

（1）原処分は、法5条各号の解釈を誤り、裁量権を逸脱した違法な処分である。

（2）経済産業省の「議員不利益」を理由とする不開示決定の違法性

処分庁は、行政文書中、国会議員の質問内容の一部について、「国民からの一方的な評価や誤解を招きかねず、当該議員の公正かつ円滑な職務の執行に支障を及ぼすおそれがある（審査請求書原文ママ）」として、法5条6号を適用し不開示とした。

ア 法5条6号の趣旨との完全な矛盾

（ア）同号は、行政機関自身の事務事業の適正な遂行を保護するため

の規定であり、行政機関外部の公人の政治的評価を守ることを目的としていない。

- (イ) 国民の「評価や誤解」を避けるために情報を隠蔽することは、行政が情報公開の是非を判断すべき目的を逸脱しており、法解釈の基本的なルールを無視した悪質な拡大解釈である。

イ 民主主義と情報公開制度の否定

- (ア) 国会議員の質問活動は、国民の代表として行政を監視する公的な活動であり、その内容が国民の評価・批判に晒されることは民主主義の前提である。

- (イ) 行政機関が「国民の誤解」を理由に情報を隠蔽することは、議員を不当に国民の監視から保護する行為であり、行政の説明責任を全うさせるという法の目的を根底から否定するものであり、違法である。

- (ウ) このような不開示決定がまかり通れば、法は形骸化し、行政の都合の良い情報のみが開示されるという不当な前例を生じさせる。

(3) 「J－S t a r t u p T O H O K U選定プロセス」不開示決定の違法性（法5条6号の不当適用）

処分庁は、J－S t a r t u p選定プロセスに関する文書について、上記と同様に法5条6号を適用し不開示としたが、この判断は以下の理由により、論理が破綻した違法な処分である。

ア 公的な建前と不開示理由の根本的矛盾

- (ア) 東北経済産業局 J－S t a r t u p T O H O K Uの選定は、「仙台スタートアップ・エコシステム推進協議会が審査・選定を行った」（添付資料は省略する。）とされており、行政の外部の専門家による選定が建前である。

- (イ) 外部審査で完結すべきプロセスに関する文書を、経済産業省が保有し、かつ「行政の事務遂行に支障を及ぼす」という理由で不開示とすることは、公表された建前と全く矛盾する。

- (ウ) 行政が審査プロセスに対し不当な介入や関与（すなわち癒着の可能性）を行った事実を隠蔽しようとしていることを強く示唆するものであり、その検証は行政の適正な運営を回復させるために必須であり、法5条6号の不開示要件に該当しない。

イ 公益上の開示の必要性（法5条ただし書き（原文ママ）の適用）

- (ア) 重大な公益的必要性：J－S t a r t u p選定という政府の公的な「お墨付き」が、結果的に預託法違反犯罪被害を拡大し、大規模かつ甚大な財産的被害を多数の国民に及ぼしたという事実は、法5条ただし書き（原文ママ）に規定される「公益上特に公にすることが必要である」との判断を裏付ける、最高度の公益性を有する。

(イ) 開示の義務：この行政の「お墨付き」が被害拡大に繋がった責任を検証し、行政の選定プロセスが適正であったかを国民が監視するためには、選定プロセスに関する文書の開示は不可欠である。不開示の根拠（法５条６号）を乗り越えて開示が義務付けられるべきである。

(４) 結論

よって、原処分は、法５条の解釈を誤り、行政の公正・公平を著しく損なうものであるため、速やかに取り消されるべきである。

第３ 諮問庁の説明の要旨

１ 事案の概要

- (１) 審査請求人は、令和７年７月２８日付けで、法４条１項の規定に基づき、処分庁に対し、本件請求文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、処分庁は、同月３１日付けでこれを受け付けた。
- (２) 本件開示請求に対し、処分庁は、法１０条２項の規定に基づき開示決定等の期限の延長をして、対象となる行政文書を本件対象文書１及び本件対象文書２と特定し、法９条１項及び２項の規定に基づき、令和７年９月２９日付け２０２５０７３１公開経第２号をもって、下記２のとおり、本件対象文書１については、法５条２号イ及び６号に該当する部分を除いて開示する決定を行い、本件対象文書２については、経済産業省では開示請求時点において保有していないため、不開示とする決定を行った。
- (３) 上記（２）に係る各決定（原処分）に対し、開示請求者である審査請求人は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）４条１号の規定に基づき、令和７年１０月１日付けで、諮問庁に対し、処分庁が行った原処分を取り消し、請求対象文書のうち、答弁作成責任者携帯番号を除いた全ての部分を開示することを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (４) 本件審査請求を受け、諮問庁において、原処分の妥当性につき改めて慎重に精査したところ、本件審査請求には理由がないと認められたため、諮問庁による裁決で本件審査請求を棄却することにつき、情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものである。

２ 原処分における処分庁の決定及びその理由

処分庁は、本件対象文書１については、法５条２号イ及び６号に該当する部分を不開示とし、その他の部分を開示する決定を行った。

また、本件対象文書２については、経済産業省では開示請求時点において保有していないため、不開示とする決定を行った。

- (１) 本件対象文書１について、不開示とした部分とその理由は、以下のとおりである。

ア 本件対象文書 1 中、【答弁作成責任者】欄に記載の携帯電話番号については、職務に利用する目的で職員に付与している物であり、公にすることにより、職員に対して直接に電話が行われる等、いたずらや偽計に使用されるなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法 5 条 6 号に該当するため、不開示とした。

イ 本件対象文書 1 中、国会議員の質問内容に記載の一部については、公にすることにより、当該議員に対しての国民からの一方的な評価や誤解を招きかねず、当該議員の不利益となるおそれがあること及び当該不開示部分を当省が一方的に公にすることにより、国会議員との信頼関係が損なわれ、今後の国会質問等の行政事務に必要な情報の入手が困難となる等、当省の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法 5 条 6 号に該当するため、不開示とした。

ウ 本件対象文書 1 中、当省が作成した想定問、答弁及び参考資料については、公にすることにより、当該不開示部分が推測され、当該議員に対しての国民からの一方的な評価や誤解を招きかねず、当該議員の不利益となるおそれがあること及び当該不開示部分を当省が一方的に公にすることにより、国会議員との信頼関係が損なわれ、今後の国会質問等の行政事務に必要な情報の入手が困難となる等、当省の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法 5 条 6 号に該当するため、不開示とした。

エ 本件対象文書 1 中、印影については、認証的機能を有するものであり、公にすることにより、偽造されるおそれがある等、法人等の権利、競争上の地位及びその他正当な利益を害するおそれがあり、法 5 条 2 号イに該当するため、不開示とした。

オ 本件対象文書 1 中、「J－S t a r t u p T O H O K U」の選定プロセスの記載の一部については、選定にあたり他関係機関と協議を行った非公開の事項を含んでおり、公にすることにより今後の選定等に際し関係機関の協力を得ることが困難となる等、当省の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法 5 条 6 号に該当するため、不開示とした。

(2) 本件対象文書 2 については、経済産業省では開示請求時点において保有していないため、不開示とした。

3 審査請求人の主張についての検討

(1) 審査請求人は、処分庁が法 5 条 2 号イ及び 6 号に該当するため不開示とした部分の一部を除いた全ての部分を開示することを求めているので、以下、当該不開示部分の法 5 条 2 号イ及び 6 号の該当性について、具体的に検討する。

(2) 原処分において、不開示とした部分とその理由は、以下のとおりであ

る。

ア 本件対象文書 1 中、国会議員の質問内容に記載の一部については、国会における公開の議論で公にされていない、議員の問題意識についての記載がなされている。

国会質問における事前通告は、議員と政府における信頼関係の下に慣習的に行われるものであって、公にすることにより、当該議員に対しての国民からの一方的な評価や誤解を招きかねず、当該議員の不利益となるおそれがある。

したがって、当該不開示部分を当省が一方的に公にすれば、上記のような不利益のおそれを当該議員に生じさせ、国会議員との信頼関係が損なわれることで、今後の国会質問等の行政事務に必要な情報の入手が困難となる等、当省の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法 5 条 6 号に該当するため、不開示とした原処分は妥当である。

イ 本件対象文書 1 中、不開示とした当省が作成した想定問、答弁及び参考資料については、上記アにおいて検討した不開示部分である議員の問題意識を元にして作成したものであり、公にすることにより、当該問題意識が推測され、上記アにおいて検討した不開示部分を公にした場合と同様に、当該議員に対しての国民からの一方的な評価や誤解を招きかねず、当該議員の不利益となるおそれがあること及び当該不開示部分を当省が一方的に公にすることにより、国会議員との信頼関係が損なわれ、今後の国会質問等の行政事務に必要な情報の入手が困難となる等、当省の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、上記アと同様に法 5 条 6 号に該当するため、不開示とした原処分は妥当である。

ウ 本件対象文書 1 中、印影については、認証的機能を有するものであり、公にすることにより、偽造されるおそれがある等、法人等の権利、競争上の地位及びその他正当な利益を害するおそれがあり、法 5 条 2 号イに該当するため、不開示とした原処分は妥当である。

エ 本件対象文書 1 中、「J－S t a r t u p T O H O K U」の選定プロセスの記載の一部については、選定にあたり他関係機関と協議を行った非公開の事項を含んでおり、公にすることにより今後の選定等に際し関係機関の協力を得ることが困難となる等、当省の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法 5 条 6 号に該当するため、不開示とした原処分は妥当である。

仙台スタートアップ・エコシステム推進協議会（以下「協議会」という。）は、仙台・東北からスタートアップ企業を連続的に生み出すエコシステムの形成を加速させることを目的とし、地域経済界・

金融機関・大学・行政を構成員として設立された組織であり、J－Startup TOHOKUの選定においては同協議会が審査・選定を行っており、その中で事務局機能を持つ東北経済産業局が、J－Startup TOHOKUの選定プロセスに関する文書を保有していることは何ら不合理なことではない。

当省においても、東北経済産業局の上級庁である関係性、またJ－Startup TOHOKUがJ－Startupの地域版として設立された経緯、また国会答弁にかかる資料の作成の必要性等から、必要な資料については適時情報共有を相互に行っているものであり、当省がJ－Startup TOHOKUの選定プロセスに関する文書を保有していることは何ら不合理なことではない。

- (3) 審査請求人は、処分庁が、経済産業省では本件対象文書2を開示請求時点において保有していないため不開示とした決定について、本件対象文書2を開示することを求めているので、以下、当省での本件対象文書2の保有の有無について、具体的に検討する。

ア 当省に関する行政文書の保存期間については、当省ホームページにおいて、標準文書保存期間基準（保存期間表）を公開しており、当省内各部署は当該基準に基づき、適正な文書管理を行っているところであり、文書管理規則及び保存期間表は、公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）及び行政文書の管理に関するガイドライン等に基づいて作成されたものである。

イ 公文書管理法2条4項において、行政文書とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であり、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものであることが定義されており、本件対象文書のうち、本件対象文書2については、当省では、作成も取得もしておらず、保有もしていないため、不開示とした原処分は妥当である。

ウ 本件審査請求を受けて、改めて当時の担当者への聴取を行うとともに、当省担当部署の書架及び書庫に加え、電子媒体を格納している共有フォルダ等を十分探索したものの、本件対象文書2の存在を確認することはできなかった。

したがって、当省では、本件対象文書2は作成も取得もしておらず、開示請求時点において保有していないため、不開示とした原処分は妥当である。

4 結論

以上により、本件審査請求については何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年12月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 令和8年1月27日 審査請求人から意見書及び資料を収受
- ④ 同年2月17日 審議
- ⑤ 同年9月17日 本件対象文書1の見分及び審議
- ⑥ 同年10月14日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書1を特定し、その一部を法5条2号イ及び6号に該当するとして不開示とし、本件対象文書2につき、開示請求時点において保有していないとして不開示とする原処分を行った。

原処分に対し、審査請求人は、審査請求書において、上記第3の2（1）アに掲げる部分を除いた全ての部分の開示を求め、諮問庁は、審査請求人が開示を求める部分には本件対象文書2も含まれるものと解した上で、原処分は妥当であるとしていることから、諮問庁の当該判断及び審査請求人が提出した意見書を考慮し、以下、本件対象文書1の見分結果を踏まえ、本件対象文書1の特定の妥当性及び本件対象文書1に係る不開示部分のうち上記第3の2（1）アに掲げる部分を除いた部分（以下「本件不開示部分」という。）の不開示情報該当性及びに本件対象文書2の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書1の特定の妥当性及びに本件対象文書2の保有の有無について

（1）本件対象文書1の特定の妥当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、令和7年2月27日の衆議院予算委員会第六分科会（以下「本件国会」という。）において言及された特定会社に係る事案（以下「本件事案」という。）に関連する文書を求めるものと解した。本件国会において、経済産業省の政府参考人が本件事案に関して答弁をしていることから、当該答弁資料（本件対象文書1）は本件請求文書に該当する文書であると考え、これを特定し、一部開示決定した。

イ また、本件開示請求の対象は本件国会における答弁資料のみに限定されていないところ、本件事案も含めJ－S t a r t u p T O H O K Uに関する文書を東北経済産業局から入手することがあるため、処分庁において、本件対象文書1の外に本件請求文書に該当する文書を

保有しているか確認したが、存在は確認できなかった。

このため、本件請求文書には、経済産業省（本省）において保有していない文書（本件対象文書２）が含まれるとして、本件対象文書２については、不存在を理由に不開示とした。

- （２）当審査会事務局職員をして特定国会の会議録を確認させたところ、本件事案に関する経済産業省政府参考人の答弁は本件対象文書１に記載された内容のみであると認められる。本件対象文書１に記載された本件事案における経済産業省（本省）の対応も踏まえると、本件対象文書の特定に係る上記（１）ア及びイの諮問庁の説明は、不合理とはいえず、経済産業省（本省）において本件対象文書２を保有していないことを覆すに足る事情も認められない。上記３の３（３）ウの探索の範囲も不十分とはいえない。

したがって、経済産業省（本省）において、本件対象文書１の外に本件開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

３ 本件不開示部分の不開示情報該当性について

- （１）上記第３の２（１）イ及びウに掲げる部分について

標記の部分には、本件事案に係る特定議員の問題意識及び当該問題意識を前提として作成された想定問答等が記載されているものと認められる。また、当審査会事務局職員をして特定国会の会議録を確認させたところ、標記の部分に記載された特定議員の問題意識は、会議録において明らかにされていないものと認められる。

そうすると、標記の部分を開示すると国会議員との信頼関係が損なわれ、今後の国会質問等の行政事務に必要な情報の入手が困難となるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記第３の３（２）ア及びイの諮問庁の説明は否定することはできず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、標記の不開示部分は、法５条６号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

- （２）上記第３の２（１）エに掲げる部分について

標記の部分には、特定会社の代表者の印影が記載されていることが認められる。

当審査会事務局職員をして特定会社の状況を確認させたところ、原処分時点（令和７年９月）において、特定会社の法人格が消滅しているとは認められない。

そうすると、印影を公にすることにより、偽造されるおそれがある等、法人等の権利、競争上の地位及びその他正当な利益を害するおそれがあるとする上記第３の３（２）ウの諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、標記の不開示部分は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 上記第3の2(1)オに掲げる部分について

標記の部分には、J－S t a r t u p T O H O K Uの選定に係る情報が具体的に記載されていると認められる。

当審査会事務局職員をしてJ－S t a r t u p T O H O K Uの選定に係る公開情報を確認させたところ、標記の部分に記載された情報が公にされているものとは認められない。

そうすると、標記の部分をおにすることにより今後の選定等に際し関係機関の協力を得ることが困難となるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記第3の3(2)エの諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、標記の不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人の上記第2の2(3)イの主張は、法7条に基づく裁量的開示を求めたものとも解されるが、本件不開示部分に係る判断は上記3のとおりであり、これを開示することに、これを開示しないことにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとは認められないことから、同条による裁量的開示を行わなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

(2) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書1を特定し、その一部を法5条2号イ及び6号に該当するとして不開示とし、本件対象文書2につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、経済産業省において、本件対象文書1の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書1を特定したこと及び本件対象文書2を保有していないとして不開示としたことはいずれも妥当であり、審査請求人が開示すべきとする部分は、同条2号イ及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

令和7年2月27日 衆議院予算委員会第六分科会 特定会社に関する質疑応答について、同社の元社長らが逮捕された事態を受け、貴省内でどのような議論が行われ、どのような対応が決定されたかを示す一切の文書（メモ書き、電子メール、およびその他の電子コミュニケーションを含む）。関連会議の議事録、内部検討資料、今後の再発防止策に関する文書、および本件に関する答弁（準備資料含む）資料。

2 本件対象文書1

令和7年2月27日衆議院予算委員会第六分科会における特定議員の質問に関する答弁資料

3 本件対象文書2

令和7年2月27日 衆議院予算委員会第六分科会特定会社に関する質疑応答について、同社の元社長らが逮捕された事態を受け、貴省内でどのような議論が行われ、どのような対応が決定されたかを示す一切の文書（メモ書き、電子メール、およびその他の電子コミュニケーションを含む）。関連会議の議事録、内部検討資料、今後の再発防止策に関する文書。